

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 令和7年6月27日（金）

午後1時38分 開会

午後1時50分 閉会

○ 場 所 第3常任委員会室

○ 出席委員（10名）

委員長	宮 城 克
委員	山 城 康 弘
委員	上 里 広 幸
委員	平安座 武志
委員	岸 本 一 徳

副委員長	我如古 盛 英
委員	知 念 秀 明
委員	石 川 慶
委員	宮 城 優
委員	宮 城 政 司

議 長	呉 屋 等
-----	-------

○ 欠席委員（0名）

○ 委員外議員（0名）

○ 説明員（0名）

○ 議会事務局職員出席者（4名）

局 長	仲 村 厚 子
議事担当主幹	平 田 駒 子

次 長	當 山 全 盛
議事係長	伊 佐 直 樹

○ 協議案件

1. 執行部（市長および各部局長）の出席要求の解除について

議会運営委員会（要旨）

令和 7 年 6 月 27 日（金）

○宮城克 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午後 1 時 38 分）

【協議事項】

1. 執行部の出席について

○宮城克 委員長 緊急で本日 3 回目の開会となりますが、本日午後の本会議における執行部の出席要求の解除についてである。本日の午後に予定されている審議案件は、議会提案である抗議決議案および意見書案の 2 件のみである。これらは行政事務の執行に関するものではなく、議会としての意思表示を行う案件であり、執行部側の説明、質疑応答は生じない。よって、地方自治法第 121 条の「議会の審議に必要な説明のため」という要件に該当しないと判断され、午後の審議においては執行部の出席要求を解除し、行政効率化を図りたい。

○石川慶 委員 今回の出席要求の解除について、反対するものではないが、1 点確認したい。今回これを認めると、今後、例えば通常の日程においても、本会議の最後の時間帯に議会内部の案件が 2～3 件残っていた場合、毎回「関係がないから」という理由で、執行部が自動的に中途退席するような先例になっていかないか。今回はあくまで例外的な措置なのか。そこを明確にしておきたいです。

○宮城克 委員長 休憩します。（午後 1 時 38 分）

○宮城克 委員長 再開します。（午後 1 時 46 分）

○呉屋等 議長 今回、地方自治法の改正等々があり、「議長等から執行機関（市長側）への出席要求の要件を、議会の審議に必要な場合と明確化することにより、必要な場合に限って出席要求がなされるよう規定の改正が行われた」とされている。要するに、議長は必要な場合に限って出席要求をできる。今回の、午後にまたいだ案件は、この審議に必要な場合に「限って」という枠の中に当てはめると、これはそれに該当しないと判断をいたしました。ただ、議会運営委員会に諮問をさせていただき、皆様に確認をした上で決定したい。

○宮城克 委員長 午後の審議においては執行部の出席要求を解除することによろしいか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 そのように進めてまいる。

【協議結果】

本日の午後の本会議における執行部の出席要求を解除することに決定した。

○宮城克 委員長 本日の委員会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 1 時 50 分)